

印鑑レス口座規定

本規定は、印鑑レス口座取引に関する取扱いを定めるものです。

1. (印鑑レス口座の定義)

印鑑レス口座とは、南都銀行アプリでの新規口座開設にあたり、当行へ印章の届出を行わず、取引の際の本人確認を、IC キャッシュカードによる認証(入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認する方式の認証をいいます。)その他印鑑照合を利用しない方式の認証により行う旨の取扱い(以下「印鑑レス取扱い」といいます。)が適用される口座をいいます。

2. (印鑑レス口座の利用方法)

印鑑レス口座は、南都銀行アプリによる口座を新規に開設することによりご利用いただけます。

3. (南都銀行アプリ・IC キャッシュカード・Web 通帳との一体性)

- (1) お客さまが南都銀行アプリにより Web 通帳で口座開設を申し込む場合、同時に、IC キャッシュカードの発行を申し込むものとします。
- (2) お客さまは、印鑑レス口座の保有中はWeb 通帳解約、IC キャッシュカード解約、南都銀行アプリ解約のいずれも行うことはできません。

4. (印鑑レス口座に係る取引)

- (1) お客さまは、印鑑レス口座での取引を行う場合、原則として、ATM 等の利用(キャッシュカード規定 1.(カードの利用)をいいます。以下同じです。)または南都銀行アプリの利用により行うものとします。
- (2) お客さまが、当行の窓口において、印鑑レス口座での取引をされる場合は、店頭カード認証での本人確認を行います。この場合、本人確認資料の提示を求めることがあります。
- (3) お客さまの取引の依頼が、メールオーダーや収納機関を経由した口座振替の依頼など、IC キャッシュカードによる認証が行えないものである場合、印鑑レス取扱いの解除を行ってください。
- (4) 当行がお客さまの印鑑レス口座での取引依頼の受け付けを謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

5. (印鑑レス口座では行うことができない取引)

印鑑レス口座では、以下の取引を行うことはできません。

- ① 通帳の発行が必要な取引
- ② 法令等により印鑑押印が必要な取引
- ③ その他当行所定の取引

6. (印鑑レス取扱いの解除)

印鑑レス口座を保有中のお客さまは、印章の届出その他当行所定の手続きをお取りいただくことにより、印鑑レス口座を、印鑑照合による本人確認を行う取引口座に変更することができます。

7. (印鑑レス取扱いの停止等)

- (1) 当行は、以下の場合、印鑑レス取扱いの適用を一時的に停止することができます。ただし、当行において停止事由が消滅したと判断した時は、速やかに停止を解除します。
 - ① お客さまが本規定に違反するなど、当行が印鑑レス取扱いの停止を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ② 住所やEメールアドレスの変更等を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき

- ③ 印鑑レス口座または印鑑レス取扱いが、IC キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断したとき
- (2) 当行は、印鑑レス取扱いの継続的な提供に支障があると判断したとき、その他必要と認めたときは、提供を中止し、または打ち切ることがあります。
- (3) 当行が印鑑レス取扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、もしくは打ち切ることにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

8. (他の規定の適用)

印鑑レス口座取引については、本規定のほか、関連各種規定も適用されるものとします。なお、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

9. (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由がある場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2024 年 4 月 1 日現在)